

相模大野建設組合

規約及び規則並びに共済規定

相模大野建設組合

第1章

- 第1条（目的） 本組合は相模大野を中心とする建築労働者、職人によって組織され、相互の親睦と友誼に基づいて組合員の共済福利と生活向上を図ることを目的とする。
- 第2条（名称） 本組合は相模大野建設組合と称す。
- 第3条（事務所） 本組合の事務所は原則として相模原市上鶴間6丁目1番11号に置く。
- 第4条（組合員） 本組合の組合員は建設業に従事するもののみを持って結成する

第2章

- 第5条（加入） 本組合に加入する者は現組合員又は役員の推薦により加入することができる。
- 第6条（脱退） 組合員が次の各号の一つに該当した場合は組合員でなくなる。
1、脱退 1、除名
- 第7条（除名） 組合員は次の事由の一つに該当した場合は除名されることがある。
1、第1条の目的に違反すると認められたとき。
2、組合員としての体面をいちじるしく失墜したとき。
3、本組合に対する義務を怠ったとき。

第3章

第8条（役員）

本組合には次の役員を置く。

組合長 1名、副組合長 若干名、書記長 1名、財政部長、組織部長、社保対部長、住対部長、税対部長、教宣部長、技対部長、合対部長、賃対部長、文化体育（文対）部長、労対部長、エルダーズ部長、青年部長、婦人部長 各1名。監査 2名、各班理事、県連幹事、地区協役員、市連委員、若干名、ただし、歴代の組合長、五役および専門部長は理事を免除することができる。尚、上記役員の下に副部長を必要に応じ置くことができる。

第9条（役員の任務）

組合長は本組合を代表し業務一切を統括する。副組合長は組合長を補佐し組合長事故あるときは代理する。書記長は日常業務を統括処理する。各専門部長は夫々の任務を執行する。

理事は班組織の指導連絡及び文書配布の責に当たる。

財政部長は組合財政全般を統括する。

役員は幹事会を構成し業務を執行する。

監査は組合財政を監査する。

第10条（役員の選出） 役員の選出は次のとおりとする。

1、大会において組合員より推薦又は選挙により決定する。

2、役員の選考は選考委員会を設け、前組合長を選考委員長、現組合長・現組織部長を副選考委員長とし、委員は執行部・理事・青年部長・一般組合員から6名を選出し、計9名の構成員にて役員の選考をする。

3、選考委員長は委員を適宜招集し選考を行い、選考された本人の承諾を得て定期総会前の定例会にて報告し承認を得、定期総会に推薦する。

第11条（役員の任期） 役員の任期は一カ年とする。但し再選は妨げない。

第12条（役員の補充） 役員の欠員が生じたときは幹事会において補充する。

補充役員及び臨時改選による後任役員の任期の残存期間とする。

第 13 条（機関の招集） 組合長は必要に応じ大会幹事会を招集する。又幹事会
或いは組合員の三分の一以上が理由を付けて要求した
場合は、五日以内に招集しなければならない。

第 14 条（機関の成立） 本組合の各機関の成立は当該構成員の過半数以上の出
席を要し、議決は多数決による。可否同数の場合は議
長が決定する。但し過半数に満たない場合といえども
委任された場合にはこの限りにあらず。

第 15 条（幹事会） 毎月 12 日定期に開催し、本組合の業務を執行する。
但し日時の変更をすることもある。

第 16 条（定期大会） 毎事業年度経過後三ヶ月以内に定期総会を開催し次の
各号を行う。

1、前年度事業報告及び予算報告。次の事項は大会の
承認を経なければならない。

1、規約の改廃 2、予算 3、運動方針 4、役員
改選 5、組合員の除名 6、合併・解散 7、その
他重要事項

第 17 条（緊急処置） 緊急事項発生し幹事会を招集するいとまなき場合、正
副組合長において処理し、事後幹事会に報告し承認を
うけることができる。

第 4 章 会計

第 18 条（財源） 本組合の財源は組合費、寄付金、その他の収入とする。

第 19 条（組合費及び保険料）

1 項

組合費は一ヶ月 3,500 円とし毎月末日までに翌月
分を納入しなければならない。但し、次の各号に当該
する組合員は減額とする

1.毎年 7 月 1 日現在において 70 歳になる者は 2,500
円とする。